

議案第 7 号

北名古屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の一部改正について

北名古屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、市長、副市長及び教育長の給料及び期末手当を減額し、厳しい財政を回復しようという意思を示すため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
の特例を定める条例の一部を改正する条例

北名古屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例（令和４年北名古屋市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「令和７年３月３１日」を「令和８年３月３１日」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。